

○ 財務省告示第三百四十九号
平成二十七年十月十三日施行規則
条件等を次のとおり告示する。
政府短期証券の規定に基づき、平成十一年大蔵省
行二令第六号～第五条第十一項の規定に基づき、平成十一年大蔵省
平成二十七年十月十三日施行規則
三十回）

二 一 行二令第六号～第五条第十一項の規定に基づき、平成十一年大蔵省
の法律発行の名稱及び記

条項及び根拠

三 四
用振替法の適
發行方法

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財
定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政
め別つ入札に由る参て札發も加、と行の者財同にご務時によと大に
るに臣行。發応がわ行募各れ及へ限國るび
以度債入価格競い入下額市札格競い入
に機用を競争は受けけるも競争して行とし。その規定
株式等の振替法」といふ。法律第七十五号。

國庫短期財務大臣 麻生太郎

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	方 募
額 最 扱		發	
低 行 争 非 者 特 国 入 價 額 入 價 ・ 別 債 札 格 面 札 格 第 参 市 発 競 金 金 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 價 入 價 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 價 入 價 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争	入 價 法 入 札 格 決 發 競 定 行 争 の
千 三 九 四	額 千 額	込 募 各 当 も 各 面 万 面	価 一
万 二 千 千 兆	金 円 金	み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 返	格 国
円 百 九 四 四	額 額	応 額 市 。 ら み	競 債
円 百 百 千	で で	募 の 場 そ の	競 市
七 円 二	三 四	額 範 特 の う	入 場
十 六	千 兆	を 囲 別 応 ち	札 特
四 六	九 四	割 内 参 募 応	發 別
億 億	千 二	り に 加 額 募	行 參
千 八	百 七	當 お 者 を 價	「 加
百 千	七 二	て い ご 順 格	と 者
十 三	十 五	る て と 次 の	い 。
二 百	四 億	。 各 の 割 高	う 第
万 二	六	申 応 り い	。 I
七 万			非

